相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区磯路三丁目三番、最後の住所大阪市港区磯路三丁目三番八号

被相続人　亡　髙橋　昭吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

大阪市浪速区元町一―五―七ナンバプラザビル八階八〇二

相続財産管理人弁護士　奥山　泰行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市島根町野波一〇八五番地、最後の住所島根県松江市一の谷町八―八　Ｎ Ｂ Ⅱ 一の谷一〇一号室

被相続人　亡　朝倉　和敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

島根県松江市法吉町五八五番地二　上田方

相続財産管理人　伊藤　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡勝連町字平安名三〇一番地、最後の住所沖縄県沖縄市室川一丁目二番九号

被相続人　亡　知念　常進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

沖縄県浦添市牧港四丁目二〇番六号

相続財産管理人　弁護士　池村　俊昭

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十四年二月二十一日

一、墳墓等所在地　東京都葛飾区青戸六丁目二〇〇―一

一、墳墓等の名称　観音寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　河内家　野口喜多次　安部家　根田祚子　堤家　上村奏総　吉野家　他不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都葛飾区青戸七丁目二二番二号　観音寺住職　小島　恵真

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十四年二月二十一日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合

理事長　小池　弘介

一、住所　栃木県那須塩原市北弥六四一四番地

氏名　加藤　雅三

右記の者取戻し営業保証金の額　一一万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十四年二月二十一日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合

理事長　小池　弘介

一、住所　栃木県那須塩原市北弥六四一四番地

氏名　加藤　雅三

右記の者取戻し営業保証金の額　一一万円

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年２月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ライラックトラベル　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業３―337号　④株式会社ライラックトラベル　札幌市中央区南二条西七丁目２番地２　代表取締役　五十嵐秀夫　⑤本社営業所　札幌市中央区南二条西七丁目２番地２　⑥平成８年３月22日　⑧平成24年２月３日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南二条西七丁目２番地２　株式会社ライラックトラベル　代表取締役　五十嵐秀夫

Ｂ　①有限会社エムアンドアール・ジャスミン（ジャスミンツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5416号　④有限会社エムアンドアール・ジャスミン　東京都港区新橋六丁目12番１号　代表取締役　尋木雅子　⑤本社営業所　東京都港区新橋六丁目12番１号湊ビル２Ｆ　⑥平成16年２月24日　⑧平成24年１月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区新橋六丁目12番１号　有限会社エムアンドアール・ジャスミン　代表取締役　尋木雅子

Ｂ　①株式会社ソーラトラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3833号　④株式会社ソーラトラベル　東京都千代田区九段北四丁目２番１号　代表取締役　松田秀一　⑤本社営業所　東京都千代田区九段北４―２―１市ケ谷東急ビル３階アシスト内　⑥平成８年５月20日　⑧平成24年１月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区九段北四丁目２番１号　株式会社ソーラトラベル　代表取締役　松田秀一

Ｂ　①杉山芳久（トーカイ．ツーリスト）　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―401号　④杉山芳久（トーカイ．ツーリスト）静岡市葵区古庄三丁目17―25　⑤本社営業所　静岡市葵区古庄三丁目17―25　⑥平成８年６月10日　⑧平成24年２月３日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡市葵区古庄三丁目17―25　杉山芳久（トーカイ．ツーリスト）